

共通仕様書

〔業務委託編 II〕

平成27年10月1日

平成28年10月1日一部改正

平成29年10月1日一部改正

なければならない。

3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1106条 監督員

1. 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面（様式 - 10または様式 - 12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面（様式 - 10または様式 - 12）で受注者に指示するものとする。

第1107条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知（様式 - 8）するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門〕、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（業務に該当する部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項に規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
7. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
8. 管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをす
るなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を
原則として実施する。
なお、赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知（様式 - 8）するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士〔総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門〕、RCCM（業務に該当する登録技術部門）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
- (6) 照査技術者は、照査計画に基づき、照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書をとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
- (7) 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第1109条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式 - 28、29）するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第1110条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「[低]」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：[低] 業務

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。

第1111条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式 - 27）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿（様式 - 27）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウィルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウィルスチェックソフトの種別は任意とする。
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第1112条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（参考 - 11を付して）提出しなければならない。

第2章 設計業務等一般

第1201条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書ならびに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第1202条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

第1203条 設計業務等の種類

1. 設計業務等とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第1204条 調査業務の内容

1. 調査業務とは、第1202条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。
2. なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第1205条 計画業務の内容

1. 計画業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。
2. なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第1206条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第1113条に定める貸与資料及び第1201条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。
2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案または最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果品及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。
4. 同一の業務として目的構造物の比較案を提案することについてもこれを、予備設計とする。
5. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果品、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等および設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。

4. 受注者は、設計図書および第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等および設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書および第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等および設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等および設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書および第1201条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））及び福島県土木工事標準設計図集に集録されている構造物については、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位当たり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果としてリサイクル計画書を作成するものとする。
10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。
11. 受注者は、設計VE対象業務を受注した場合は、発注者の指示に従い設計VEの実施に協力するものとする。
12. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。
この提案は、概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、

新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

14. 受注者は、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」に基づき設計するものとし、進捗に合わせて「UDチェックリスト」により確認し、完成後に監督員へ提出する。

第1210条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文中に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果品の作成にあたっては、成果品一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第1211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、土木設計マニュアル「数量算出編」及び「設計積算編」により行うものとし、算出した結果は「福島県土木部数量総括表作成要領」に基づき工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| (イ) 計画工程表 | (ロ) 使用機械 | (ハ) 施工方法 |
| (ニ) 施工管理 | (ホ) 仮設備計画 | (ヘ) 特記事項その他 |

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第1212条 環境配慮の条件

1. 受注者は、「環境型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、

地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断面図、LP地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。

(4) 氾濫形態と解析手法の検討

1) 災害特性調査

受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。

2) 氾濫形態の把握

受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。

3) 氾濫解析手法の選定

受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。

(5) 調査対象洪水の設定

1) 現況河道断面特性の把握

受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。

2) 河道の流下能力の算定

受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。

3) 計算対象洪水の設定

受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。

4) 検証対象洪水の選定

受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。

(6) 氾濫水理解析

1) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。

2) 氾濫水理モデルの作成

受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。

3) 氾濫水理モデルの検証

受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて実績の浸水範囲等より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。

4) 氾濫計算

受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。

(7) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第11節 総合治水対策調査

第2217条 総合治水対策調査

1. 業務目的

本業務は、流域の治水安全度を確保するための長期整備計画及び長期整備計画達成に至るまでの段階的な整備水準や施設計画を定めた暫定計画を策定することを目的とする。

法線形（3案程度）

護岸の根入れ（洗掘深の検討）

環境

2) 法覆工法検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れた法覆工について3案程度提案して各々について検討を行うものとする。

3) 基礎工法の検討

一般地盤の場合

受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を3案程度提案し、検討するものとする。

軟弱地盤の場合

受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。

イ) 土質性状を整理・分析し、当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。

ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。

ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。

4) 関連構造物の検討

受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、用排水施設等）及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。

5) 環境護岸検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を3案程度提案して各々について検討を行うものとする。

6) 根固め工の検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。

(4) 景観検討

受注者は、周辺の環境に配慮して護岸の景観検討を行うものとする。

(5) 基本ケースの選定

1) 基本事項要因の比較検討

受注者は、(3)において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較（根拠）検討を行う。

2) 基本ケースの選定

受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）、縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した6ケース程度を選定する。(6)

図面作成

受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（(5)で選定したケース）を作成するものとする。

1) 平面図

上記の測量精度の平面図に護岸法線（堤防法線）と法尻計画線を画くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する1ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

3) 標準構造図

基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。

4) 標準横断面図

検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断面図を作成するものとする。

5) 小規模構造物

小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を1ヵ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。

(7) 施工計画（案）の比較検討

受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画（案）を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を3案程度立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された3案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水理計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の比較検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表3案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。

(8) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(9) 総合評価

受注者は、(4)において選定された基本ケース（6ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的側面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

(10) 考 察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) パース作成

受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ3タイプについて着色パース（A3版）を各1枚ずつ作成するものとする。

(3) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河川計画調査報告書
- (2) 当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）
- (3) 当該区間の地質調査報告書
- (4) 河川環境調査資料
- (5) 既設構造物調査資料
- (6) 当該区間の流況解析結果資料
- (7) その他必要と認められたもの

第2307条 護岸詳細設計

1. 業務目的

護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計および検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第2306条護岸予備設計第2項(2)に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を書き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。

2) 護岸の配置計画

予備設計で決定された護岸タイプ（環境護岸を含め）の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。

3) 構造物との取付検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

基礎工検討諸元の整理

受注者は、護岸断面の安定検討を行うに当たり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。

安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所3断面~~程度~~について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

土質性状、定数の整理

受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。

現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記の定数を用いて代表3断面~~程度~~の安定計算を行うものとする。

対策工法の比較検討

受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。

対策工法の安定計算

受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。

(5) 付帯施設設計

1) 階段工等

受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。

2) 排水管渠

受注者は、600以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。

3) その他施設

受注者は、管渠以外（ex取付道路、利水施設等）の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。

(6) 施工計画

1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

施工条件

施工方法

土工計画

工程計画

動態観測の方法（計測が必要な場合）

工事機械、仮設備とその配置

環境保全対策

安全対策

2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工所用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(7) 図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打RC部の配筋図等を作成するものとする。

また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、

- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）
- (4) 景観設計
- 受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。
- 1) 普通の検討
- 周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。
 なお、デザイン決定においては、イメージパースを2案程度提案し、最適案を決定するものとする。
- 2) 特別の検討
- 河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性（歴史的・文化的）背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、3案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。
- (5) 構造設計
- 1) 設計条件の確認
- 受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。
- 2) 基礎工の設計
- 受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造および地盤改良工の仕様を検討するものとする。
- なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。
- 3) 地盤処理工（置換基礎）の設計
- 受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。
- 4) 本体工の設計
- 受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。
- なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加または訂正記入し、成果図面とするものとする。
- 5) ゲート工及び操作室の設計
- 受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。
- ゲート扉体
- 荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。
- ゲート開閉機設備
- 開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。
- 操作室
- 決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。
- なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。
- ④ 管理橋
- 管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。
- 6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計
- 受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。
- また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。
- (6) 施工計画
- 受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

第6201条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

第2節 交通量調査

第6202条 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

第6203条 単路部交通量調査

1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。

2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、および調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 交通量調査

受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時間および計測単位、車種別、方向別交通型を人手等により観測を行うものとする。

なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要領 交通調査編」（国土交通省）に準じるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別および車種別に集計整理するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6204条 交差点部交通量調査

1. 業務目的

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 交通調査編」(国土交通省) という。)に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第6203条単路部交通量調査第2項の(4)に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 速度調査

第6205条 速度調査の区分

速度調査は、以下の区分により行うものとする。

(1) 走行速度調査

(2) 旅行速度調査

第6206条 走行速度調査

1. 業務目的

走行速度調査は、対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

走行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査

受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は監督員の指示による以外は、大型車と小型車の2分類とする。

(4) 集計整理

受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第6207条 旅行速度調査

1. 業務目的

旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 旅行速度調査

受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯および調査回数は、設計図書に基づくものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。

(5) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 起 終 点 調 査

第6208条 起終点調査の種類

起終点調査の種類は以下のとおりとする。

(1) 路側OD調査

(2) オーナーインタビューOD調査

第6209条 路側OD調査

1. 業務目的

路側OD調査は、地整際又は県際(コードンライン)などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。

2. 業務内容

路側OD調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査(OD調査)実施要綱(調査編)」(国土交通省、以下「OD調査要綱」という。)に基づき下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者または使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。

(4) 営業用車類路線運行調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。

(5) マスターファイル作成

受注者は、マスターファイル作成について、第6209条路側OD調査第2項の(6)に準ずるものとする。

(6) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 交通渋滞調査

第6211条 交通渋滞調査

1. 業務目的

交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実施調査マニュアル（建設省土木研究所H2.2）（以下、渋滞調査マニュアル）」に基づき、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6203条単路部交通量調査第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 地点情報調査

受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目およびその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。

(4) 交通量調査

受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。

1) 交差点部

流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を10分毎に観測を行う。

2) 一般部

方向別・車線別・車種別の自動車交通量を10分毎に観測を行なう。

(5) 渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を10分毎に50m単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。

また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

(6) 渋滞区間通過時間調査

受注者は、渋滞区間を、通過するのに要する時間を10分毎に調査を行うものとする。

(7) 信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別および監督員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。

また、信号制御方式（定周期制御、感応制御）についても調査を行う。

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類

第6401条 道路設計の種類

道路設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路
- (2) 歩道（自転車歩行者道を含む）
- (3) 平面交差点
- (4) 立体交差点
- (5) 道路休憩施設
- (6) 一般構造物

第2節 道路設計

第6402条 道路設計の区分

1. 道路設計の区分

道路設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路概略設計(A、B)
- (2) 道路予備設計(A)
- (3) 道路予備修正設計(A)
- (4) 道路予備設計(B)
- (5) 道路予備修正設計(B)
- (6) 道路詳細設計

第6403条 道路概略設計

1. 業務目的

道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。

- (1) 概略設計(A)は地形図（縮尺1/5,000）をもとに行う設計をいう。
- (2) 概略設計(B)は地形図（縮尺1/2,500）をもとに行う設計をいう。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較3案の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、監督員と協議の上、最適路線を選定するも

- 5) 比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題
- 6) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図（縮尺1/5,000又は1/2,500）
- (2) 地質調査成果一式

第6404条 道路予備設計(A)

1. 業務目的

道路予備設計(A)は、概略設計によって決定された路線について、第1206条設計業務の内容 第3項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6403条道路概略設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。

(4) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形（半径、緩和曲線パラメータ）、縦断線形要素（縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径）、構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等）の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。この他、付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。

なお、用排水は流向も明示するものとする。

3) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。また、交差道路、鉄道、河川等の名称も記入する。この他各種構造物（橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠）の位置（測点）、形式、基本寸法も表示するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状所を選定し作成する。

5) 横断図

横断図は、縦断計画を行った同一地点について作成する。擁壁、特殊法面、土工構造物等については、現地踏査ならびに過去の実施例等を参考に計画するものとする。また、盛土・切土の法勾配についても道路上工指針等を参考に標準的な勾配を採用するものとする。

6) 主要構造物計画図

延長50m以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照

4) 標準横断面図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断面図

横断面設計に基づいて、縦断面図と同一点および本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

6) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の (13)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 平面交差点予備設計成果一式
- (2) 測量成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 交通量関係の資料

第5節 立体交差設計

第6414条 立体交差設計の区分

1. 立体交差は以下の区分により行うものとする。

- (1) ダイヤモンド型 I C 予備設計
- (2) ダイヤモンド型 I C 詳細設計
- (3) トランペット・クローバー型 I C 予備設計
- (4) トランペット・クローバー型 I C 詳細設計

第6415条 ダイヤモンド型 I C 予備設計

1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 予備設計は、道路予備設計(A)で検討された資料に基づき、縮尺1/1,000の地形図を用いて、平面交差点における円滑な交通処理のために卓越する方向の交通流、もしくは卓越する交通流に最も大きい影響を与える交通流を、他の交通流から立体的に分離する方法を、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量を考慮し、ダイヤモンド型 I C の基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲を現地踏査し、地形、地物等設計に必要な現地の状況を把握する。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について

横断図は、横断設計に基づいて図面作成を行うものとする。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物について作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照 査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の (13)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 各種検討の経緯とその結果

3) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計報告書成果品一式
- (2) ダイヤモンド型 I C 予備設計報告書成果品一式
- (3) 地質調査成果品一式
- (4) 測量成果品一式
- (5) 交通量関係の資料

第6417条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計

1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 予備設計は、道路予備設計で検討された資料に基づき、縮尺1/1,000の地形図を用いて交差接続する道路相互の種別及び級別、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量、設計速度を考慮し、インターチェンジの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地踏査について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面・縦断設計について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(3)に準ずるものとする。ただし、縦断設計については地盤高を地形図から読みとる間隔を10m毎の測点とする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(4)に準ずるものとする。ただし、地盤高を地形図から読み取る間隔を10m毎の測点とする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第6412条平面交差点予備設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設 計 図

受注者は、設計図について、第6415条ダイヤモンド型 I C 予備設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、設計図について、第6416条ダイヤモンド型IC詳細設計第2項の(9)に準ずるものとする。ただし、3)を以下に読み替えるものとする。

3) 標準縦断図

標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、変速車線、トールゲートの中心、通り抜け車道等について作成する。

(10) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項 [\(13\)](#)に準ずるものとする

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計成果一式
- (2) トランペット・クローバー型IC予備設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 交通量関係の資料

第6節 道路休憩施設設計

第6419条 道路休憩施設設計の区分

1. 道路休憩施設設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路休憩施設予備設計
- (2) 道路休憩施設詳細設計

第6420条 道路休憩施設予備設計

1. 業務目的

道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づくその計画位置において周辺状況、地形状況などにより、その施設状況、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における地形、地質、地物、沿道、土地利用などの状況把握、確認を行う。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、設計計画で整理された基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画（右・左折車線、滞留車線等）などを設計するものとする。

(3) 道路予備設計成果一式

第6421条 道路休憩施設詳細設計

1. 業務目的

道路休憩施設詳細設計は、予備設計で決定されたランプおよび施設規模（施設配置、駐車ます等）について、設計図書に基づいた設計条件で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第6420条道路休憩施設予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握、確認した基本的事項、設計協議、サービスエリア予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて道路の横断構造、水路及び用地幅等を20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路付帯構造物設計

受注者は、道路付帯構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第6408条道路詳細設計第2項の(8)に準ずるものとする。

(8) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図に記入する事項は、平面線形要素、用地幅、用排水路流向、各施設配置、規模など記入する。

2) 縦断図

実測縦断面図に基づき、縦断勾配（ランプ）、計画高、道路本線との取合など記入する。

3) 標準横断図

標準横断図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断図

実測横断面図に基づき、横断勾配（施設内、道路部）、水路、用地幅杭など記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
なお、照査項目は第6408条道路詳細設計第2項の(13)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

主要技術基準及び参考図書

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|--|--------------|
| [1] | 共 通 | |
| 1 | 国土交通省制定 土木構造物標準設計 | 全日本建設技術協会 |
| 2 | 土木製図基準 [2009年改訂版] | 土 木 学 会 |
| 3 | 水理公式集 平成11年度版 | 土 木 学 会 |
| 4 | JISハンドブック | 日 本 規 格 協 会 |
| 5 | 土木工事安全施工技術指針 -平成21年 改訂版- | 全日本建設技術協会 |
| 6 | 土木工事安全施工技術指針の解説 -平成13年 改訂版- | 全日本建設技術協会 |
| 7 | 建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編) | 国土開発技術研究センター |
| 8 | 建設機械施工安全技術指針 | 国 土 交 通 省 |
| 9 | 建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説 | 日本建設機械施工協会 |
| 10 | 移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル | 日本建設機械施工協会 |
| 11 | 共通仕様書 土木工事編Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 福 島 県 土 木 部 |
| 12 | 地盤調査の方法と解説 | 地 盤 工 学 会 |
| 13 | 地盤材料試験の方法と解説(2分冊) | 地 盤 工 学 会 |
| 14 | 地質・土質調査成果電子納品要領 | 国 土 交 通 省 |
| 15 | 公共測量 作業規程の準則 | 福 島 県 |
| 16 | 公共測量 作業規程の準則 解説と運用 | 日 本 測 量 協 会 |
| 17 | 公共測量 作業規程の準則 解説と運用(平成25年改正 追補版) | 日 本 測 量 協 会 |
| 18 | 測量成果電子納品要領 | 国 土 交 通 省 |
| 19 | 測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル | 国 土 地 理 院 |
| 20 | 基本水準点の2000年度平均成果改訂に伴う公共水準点成果改訂マニュアル (案) | 国 土 地 理 院 |
| 21 | 公共測量成果改定マニュアル | 国 土 地 理 院 |
| 22 | 福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】 | 福 島 県 土 木 部 |
| 23 | 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 国 土 交 通 省 |
| 24 | 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 国 土 交 通 省 |
| 25 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【設計編】 | 土 木 学 会 |
| 26 | 2014年制定 舗装標準示方書 | 土 木 学 会 |
| 27 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】 | 土 木 学 会 |
| 28 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準編】 +【JIS規格集】 | 土 木 学 会 |
| 29 | 2013年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】 | 土 木 学 会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|---|---------------------------------|
| 30 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【施工編】 | 土 木 学 会 |
| 31 | 2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】 | 土 木 学 会 |
| 32 | 土木設計業務等の電子納品要領 | 国 土 交 通 省 |
| 33 | C A D 製図基準 | 国 土 交 通 省 |
| 34 | C A D 製図基準に関する運用ガイドライン | 国 土 交 通 省 |
| 35 | デジタル写真管理情報基準 | 国 土 交 通 省 |
| 36 | ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説 | 一般社団法人全国地質調査業協会 社会基盤情報標準化委員会 |
| 37 | プレストレストコンクリート工法設計施工指針 | 土 木 学 会 |
| 38 | 2006年制定 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説 | 土 木 学 会 |
| 39 | 2006年制定 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 | 土 木 学 会 |
| 40 | 2006年制定 トンネル標準示方書 開削工法・同解説 | 土 木 学 会 |
| 41 | 地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針 | 日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会 |
| 42 | 地中構造物の建設に伴う近接施工指針 (改訂版) | 日 本 ト ン ネ ル 技 術 協 会 |
| 43 | 日本下水道協会規格 (J S W A S) シールド工事事用標準セグメント (A-3,4) | 日 本 下 水 道 協 会 |
| 44 | 除雪・防雪ハンドブック (除雪編)、(防雪編) | 日 本 建 設 機 械 施 工 協 会 |
| 45 | 軟岩評価-調査・設計・施工への適用 | 土 木 学 会 |
| 46 | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012) | 地 盤 工 学 会 |
| 47 | グラウンドアンカー施工のための手引書 | 日 本 ア ン カ ー 協 会 |
| 48 | ジェットグラウト工法技術資料 | 日 本 ジェットグラウト協会 |
| 49 | ジェットグラウト工法 (積算資料) | 日 本 ジェットグラウト協会 |
| 50 | 大深度土留め設計・施工指針 (案) | 先 端 建 設 技 術 セ ン タ ー |
| 51 | 土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン | 建 設 省 土 木 研 究 所 |
| 52 | 薬液注入工法の設計施工指針 | 日 本 グ ラ ウ ト 協 会 |
| 53 | 薬液注入工法設計資料 | 日 本 グ ラ ウ ト 協 会 |
| 54 | 薬液注入工法積算資料 | 日 本 グ ラ ウ ト 協 会 |
| 55 | 近接基礎設計施工要領 (案) | 建 設 省 土 木 研 究 所 |
| 56 | 煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針 | 日 本 火 災 報 知 器 工 業 会 |
| 57 | 高圧受電設備規程 | 日 本 電 気 協 会 |
| 58 | 防災設備に関する指針-電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版 | 日 本 電 設 工 業 協 会 |
| 59 | 昇降機設計・施工上の指導指針 | 日 本 建 築 設 備 ・ 昇 降 機 セ ン タ ー |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|---|----------------------|
| 60 | 日本建設機械要覧 2016年版 | 日本建設機械施工協会 |
| 61 | 建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版) | 日本建設機械施工協会 |
| 62 | 建設発生土利用技術マニュアル 第4版 | 土木研究センター |
| 63 | [新訂] 建設副産物適正処理推進要綱の解説 | 建設副産物リサイクル 広報推進会議 |
| 64 | 災害復旧工事の設計要領 | 全国防災協会 |
| 65 | 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版 (案) | 国土地理院 |
| 66 | 基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書 (案) 【数値地形図編】第2.1版 | 国土地理院 |
| 67 | 地すべり観測便覧 | 斜面防災対策技術協会 |
| 68 | 地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版 | 斜面防災対策技術協会 |
| 69 | 猛禽類保護の進め方 (特にイヌワシ・クマタカ・オオタカについて) | 日本鳥類保護連盟 |
| 70 | 環境大気常時監視マニュアル 第6版 | 環境省水・大気環境局 |
| 71 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ. 基本評価編 | 環境省 |
| 72 | 騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ. 地域評価編 (道路に面する地域) | 環境省 |
| 73 | 面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.3.0 | 環境省水・大気環境局 |
| 74 | 改訂解説・工作物設置許可基準 | 国土技術研究センター |
| 75 | 地形空間データ製品仕様書作成マニュアル | 国土地理院 |
| 76 | 基準点測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 |
| 77 | 水準測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 |
| 78 | 数値地形図製品仕様書等サンプル | 国土地理院 |
| 79 | 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)製品仕様書等サンプル | 国土地理院 |
| 80 | 写真地図作成製品仕様書等サンプル | 国土地理院 |
| 81 | 航空レーザ測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 |
| 82 | 応用測量製品仕様書等サンプル | 国土地理院 |
| 83 | 土木設計マニュアル [設計積算編] | 福島県土木部 |
| 84 | 土木設計マニュアル [数量算出編] | 福島県土木部 |
| 85 | 土木設計マニュアル [道路編] | 福島県土木部 |
| 86 | 土木設計マニュアル [橋梁編] | 福島県土木部 |
| 87 | 土木設計マニュアル [河川編] | 福島県土木部 |
| 88 | 土木設計マニュアル [砂防編] | 福島県土木部 |
| 89 | 土木設計マニュアル [都市計画編] | 福島県土木部 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-------------------|---|-------------------------|
| 90 | 土木設計マニュアル [港湾漁港編] | 福 島 県 土 木 部 |
| 91 | 土木設計マニュアル [ダム編] | 福 島 県 土 木 部 |
| 92 | 土木工事標準設計図集 | 福 島 県 土 木 部 |
| 93 | 福島県土木部数量総括表作成要領 | 福 島 県 土 木 部 |
| 94 | 移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル (案) | 国 土 地 理 院 |
| 95 | GNSS測量による標高の測量マニュアル | 国 土 地 理 院 |
| 96 | 電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル | 国 土 地 理 院 |
| 97 | マルチ GNSS 測量マニュアル (案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用 | 国 土 地 理 院 |
| 98 | 公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル | 国 土 地 理 院 |
| 99 | 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン | 国 土 交 通 省 |
| 100 | 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針 (案) | 国 土 交 通 省 |
| 101 | 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン | 厚 生 労 働 省 |
| 〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係 | | |
| 1 | 建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針 | 建 設 省 |
| 2 | ダム事業における環境影響評価の考え方 | ダム水源環境整備センター |
| 3 | 放水路事業における環境影響評価の考え方 | リバーフロント整備センター |
| 4 | 改訂河川計画業務ガイドライン | 日 本 河 川 協 会 |
| 5 | 国土交通省河川砂防技術基準 調査編 | 国 土 交 通 省 |
| 6 | 国土交通省河川砂防技術基準 計画編 | 国 土 交 通 省 |
| 7 | 建設省河川砂防技術基準 (案) 設計編 | 建 設 省 |
| 8 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) | 国 土 交 通 省 |
| 9 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編 (ダム編) | 国 土 交 通 省 |
| 10 | 改訂 解説・河川管理施設等構造令 | 日 本 河 川 協 会 |
| 11 | 増補改訂 (一部修正) 版 防災調節池等技術基準 (案) 解説と設計実例 | 日 本 河 川 協 会 |
| 12 | 流域貯留施設等技術指針 (案) - 増補改訂版 - | 雨 水 貯 留 浸 透 技 術 協 会 |
| 13 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | 日 本 港 湾 協 会 |
| 14 | 数字で見る港湾2014 | 日 本 港 湾 協 会 |
| 15 | 水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版 (水門扉編) - 付解説 - ・第5回改訂版 (水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編) - 付解説 - ・FRP (M) 水圧鉄管編 | 電 力 土 木 技 術 協 会 |
| 16 | 柔構造樋門設計の手引き | 国 土 開 発 技 術 研 究 セ ン タ ー |
| 17 | 河川土工マニュアル | 国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー |
| 18 | ダム・堰施設技術基準 (案) | 国 土 交 通 省 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------|
| 19 | ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) | 国 土 交 通 省 |
| 20 | 水門・樋門ゲート設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 |
| 21 | 鋼製起伏ゲート設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 |
| 22 | ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 |
| 23 | ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案) | ダム・堰施設技術協会 |
| 24 | 揚排水ポンプ設備技術基準 | 国 土 交 通 省 |
| 25 | 揚排水ポンプ設備技術基準(案) 同解説 | 河川ポンプ施設技術協会 |
| 26 | 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(複製版) | 全 国 海 岸 協 会 |
| 27 | 海岸便覧 | 全 国 海 岸 協 会 |
| 28 | (第2次改訂) ダム設計基準 | 日 本 大 ダ ム 会 議 |
| 29 | 仮締切堤設置基準(案) | 国土交通省河川局治水課 |
| 30 | 鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル | 国土技術研究センター |
| 31 | 堤防余盛基準について | 建設省河川局治水課 |
| 32 | ダム基礎地質調査基準 | 日 本 大 ダ ム 会 議 |
| 33 | ダム構造物管理基準 改訂 | 日 本 大 ダ ム 会 議 |
| 34 | 水管橋設計基準 | 日 本 水 道 鋼 管 協 会 |
| 35 | 河川事業関係例規集 | 日 本 河 川 協 会 |
| 36 | 平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】 | 国土交通省水管理・国土 保 全 局 河 川 環 境 課 |
| 37 | 平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】 | 国土交通省水管理・国土 保 全 局 河 川 環 境 課 |
| 38 | 河川関係法令例規集(加除式) | 第 1 法 規 |
| 39 | 護岸の力学設計法 改訂 | 国土技術研究センター |
| 40 | 海岸保全施設構造例集 | 全 国 海 岸 協 会 |
| 41 | 漁港・漁場の施設の設計の手引 2003年版(上・下巻) | 全 国 漁 港 漁 場 協 会 |
| 42 | ジャケット式鋼製護岸設計指針(案) | 日 本 港 湾 協 会 |
| 43 | 砂防関係法令例規集 | 全 国 治 水 砂 防 協 会 |
| 44 | 砂防指定地実務ハンドブック | 全 国 治 水 砂 防 協 会 |
| 45 | 河川における樹木管理の手引き | リバーフロント整備センター |
| 46 | 都市河川計画の手引き(洪水防御計画編) | 国土開発技術研究センター |
| 47 | 河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務) | 国土開発技術研究センター |
| 48 | 河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務) | 国土開発技術研究センター |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|----------------------------------|---------------------|
| 49 | 河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務) | 国土開発技術研究センター |
| 50 | 土木構造物設計マニュアル(案)－樋門編－ | 全日本建設技術協会 |
| 51 | 床止めの構造設計手引き | 国土開発技術研究センター |
| 52 | 海岸保全計画の手引き | 全国海岸協会 |
| 53 | 緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版 | 全国海岸協会 |
| 54 | 人工リーフの設計の手引き | 全国海岸協会 |
| 55 | 治水経済調査マニュアル(案) | 国土交通省河川局 |
| 56 | 港湾調査指針(改訂) | 日本港湾協会 |
| 57 | 面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル | 日本港湾協会 |
| 58 | ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版) | 日本マリーナビーチ協会 |
| 59 | 港湾環境整備施設技術マニュアル | 沿岸開発技術研究センター |
| 60 | 農地防災事業便覧 平成10年度版 | 農地防災事業研究会 |
| 61 | 漁港計画の手引 平成4年度改訂版 | 全国漁港協会 |
| 62 | 漁港海岸事業設計の手引 平成8年度版 | 全国漁港協会 |
| 63 | 水と緑の溪流づくり調査 | 建設省河川局砂防部 |
| 64 | 溪流環境整備計画策定マニュアル(案) | 建設省河川局砂防部 |
| 65 | 砂防における自然環境調査マニュアル(案) | 建設省河川局砂防部 |
| 66 | 改訂版 砂防設計公式集(マニュアル) | 全国治水砂防協会 |
| 67 | ダム貯水池水質調査要領 | 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 |
| 68 | グラウチング技術指針・同解説 | 国土技術研究センター |
| 69 | 鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版) | 砂防・地すべり技術センター |
| 70 | 土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案) | 建設省河川局砂防部 |
| 71 | 新版 地すべり鋼管杭設計要領 | 斜面防災対策技術協会 |
| 72 | 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例－急傾斜地崩壊防止工事技術指針－ | 全国治水砂防協会 |
| 73 | ダム事業の手引き(平成元年度版) | ダム技術センター |
| 74 | フィルダムの耐震設計指針(案) | 国土開発技術研究センター |
| 75 | 多目的ダムの建設 | ダム技術センター |
| 76 | 改訂3版 コンクリートダムの細部技術 | ダム技術センター |
| 77 | ルジオンテスト技術指針・同解説 | 国土技術研究センター |
| 78 | 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版) | 電力土木技術協会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|--------------------------------------|-----------------------------|
| 79 | ダムの地質調査 | 土 木 学 会 |
| 80 | ダムの岩盤掘削 | 土 木 学 会 |
| 81 | 原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－せん断試験法－孔内載荷試験法－ | 土 木 学 会 |
| 82 | 軟岩の調査・試験の指針(案)～1991年版～ | 土 木 学 会 |
| 83 | 河川定期縦横断データ作成ガイドライン | 国 土 交 通 省 河 川 局 |
| 84 | 河川景観の形成と保全の考え方 | 国 土 交 通 省 河 川 局 |
| 85 | 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料 | 国 土 交 通 省 河 川 局 河 川 環 境 課 |
| 86 | 砂防関係事業における景観形成ガイドライン | 国 土 交 通 省 砂 防 部 |
| 87 | 海岸景観形成ガイドライン | 国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁 |
| 88 | 美しい山河を守る災害復旧基本方針 | 国 土 交 通 省 |
| 89 | 河川水辺総括資料作成調査の手引き(案) | リバーフロント整備センター |
| 90 | 河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編) | 国 土 交 通 省 |
| 91 | ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案) | 建 設 省 河 川 局 |
| 92 | 試験湛水実施要領(案) | 国 土 交 通 省 |
| 93 | 台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料 | ダ ム 技 術 セ ン タ ー |
| 94 | 改訂版 巡航RCD工法施工技術資料 | ダ ム 技 術 セ ン タ ー |
| 95 | 貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案) | 国 土 交 通 省 |
| 96 | 活断層地形要素判読マニュアル | (独) 土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他 |
| 97 | 正常流量検討の手引き(案) | 国 土 交 通 省 |
| 98 | 洪水予測システムチェックリスト(案) | 国土技術政策総合研究所 |
| 99 | 洪水浸水想定区域作成マニュアル(第4版) | 国 土 交 通 省 |
| 100 | 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン | 国 土 交 通 省 |
| 101 | 水害ハザードマップ作成の手引き | 国 土 交 通 省 |
| 102 | 砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説 | 国土技術政策総合研究所 |
| 103 | 土石流・流木対策設計技術指針解説 | 国土技術政策総合研究所 |
| 104 | 多自然川づくりポイントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準；解説 | リバーフロント整備センター |
| | 洪水ハザードマップ作成の手引き(改定版) ※101に統合 | 国 土 交 通 省 |
| 105 | リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案) | 国 土 交 通 省 |
| 106 | 中小河川浸水想定区域図作成の手引き | 国 土 交 通 省 |
| 107 | 河道計画検討の手引き | 国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー |
| 108 | 海岸施設設計便覧2000年版 | 土 木 学 会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|--|---|
| 109 | 自然共生型海岸づくりの進め方 | 全 国 海 岸 協 会 |
| 110 | 海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】 | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 |
| 111 | 津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.00 | 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室 |
| 112 | 津波の河川遡上解析の手引き（案） | 国 土 技 術 研 究 セ ン タ ー |
| 113 | 津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1） | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 |
| 114 | 海岸における水防警報の手引き（案） | 国 土 交 通 省 河 川 局 防 災 課 ・ 海 岸 室 |
| 115 | 海岸漂着危険物対応ガイドライン | 農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局 |
| 116 | 海岸保全施設維持管理マニュアル | 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 |
| 117 | 砂防事業の費用便益分析マニュアル（案） | 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 |
| 118 | 土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案） | 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 |
| 119 | 地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案） | 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 |
| 120 | 急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル（案） | 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 |
| 121 | 砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案） | 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 |
| 122 | 都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き | 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 、 気 象 庁 予 報 部 |
| 123 | 国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法（案） | 国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部 、 気 象 庁 予 報 部 、 国 土 交 通 省 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 |
| 124 | 土木災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案） | 国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部 砂 防 計 画 課 、 国 土 交 通 省 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 、 危 機 管 理 技 術 研 究 セ ン タ ー |
| 125 | 土砂災害警戒避難ガイドライン | 国 土 交 通 省 砂 防 部 |
| 126 | 火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン | 国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部 |
| 127 | 火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き（案） | 国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 砂 防 部 |
| 128 | 「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」 | 国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部 |
| 129 | 既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案） | 国 土 交 通 省 河 川 局 砂 防 部 保 全 課 |
| 130 | 山地河道における流砂水文観測の手引き（案） | 国 土 交 通 省 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 |
| 131 | 深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル（案） | 土 木 研 究 所 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|----------|---------------------------------|----------------------------------|
| 132 | 大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル (案) | 土 木 研 究 所 |
| 133 | 表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル (案) | 土 木 研 究 所 |
| 134 | 天然ダム監視技術マニュアル (案) | 土 木 研 究 所 |
| 135 | 深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル (案) | 土 木 研 究 所 |
| 136 | 振動検知式土石流センサー設置マニュアル (案) | 土 木 研 究 所 |
| 137 | 砂防ソイルセメント設計・施工便覧 | 砂防・地すべり技術センター |
| 138 | 集落雪崩対策工事技術指針 | 雪 セ ン タ ー |
| 139 | 北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料 (案) | 土木研究所寒地土木研究所 |
| 140 | 火山砂防策定指針 | 建設省河川局砂防部 |
| 141 | 深層崩壊対策技術に関する基本的事項 | 国土交通省国土技術政策 総合研究所 |
| 142 | 河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き | 国土交通省水管理・ 国土保全局 |
| 143 | 海岸施設設計便覧 (2000年版) | 土 木 学 会 |
| 144 | 海岸保全施設耐震点検マニュアル | 農林水産省・水産庁・ 運輸省・建設省 |
| 145 | 河川堤防設計指針 | 国土交通省河川局 |
| 146 | 河川堤防構造検討の手引き | (財)国土技術研究センター |
| 147 | ドレーン工設計マニュアル | 国土交通省水管理・ 国土保全局 |
| 〔3〕 道路関係 | | |
| 1 | 建設省所管道路事業影響評価技術指針 | 建 設 省 |
| 2 | 道路環境影響評価要覧<1992年版> | 道 路 環 境 研 究 所 |
| 3 | 道路構造令の解説と運用 | 日 本 道 路 協 会 |
| 4 | 第7次改訂 道路技術基準通達集－基準の変遷と通達－ | ぎ よ う せ い |
| 5 | 林道規程－運用と解説－ | 日 本 林 道 協 会 |
| 7 | 交通渋滞実態調査マニュアル | 建設省土木研究所 |
| 8 | 自転車道等の設計基準解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 9 | 自転車道必携 | 自 転 車 道 路 協 会 |
| 10 | 自転車利用環境整備のためのキーポイント | 日 本 道 路 協 会 |
| 11 | 交通工学ハンドブック2014 | 交 通 工 学 研 究 会 |
| 12 | クロソイドポケットブック (改訂版) | 日 本 道 路 協 会 |
| 13 | 道路の交通容量 | 日 本 道 路 協 会 |
| 14 | 道路の交通容量1985 | 交 通 工 学 研 究 会 |
| 15 | HIGHWAY CAPACITY MANUAL | Transportation Research Board |
| 16 | 改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版 | 交 通 工 学 研 究 会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|---|--------------------------------------|
| 17 | 平面交差の計画と設計－応用編－2007 | 交 通 工 学 研 究 会 |
| 18 | 路面標示設置マニュアル | 交 通 工 学 研 究 会 |
| 19 | 交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計 | 交 通 工 学 研 究 会 |
| 20 | 生活道路のゾーン対策マニュアル | 交 通 工 学 研 究 会 |
| 21 | 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版） | 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 土 木 研 究 所 |
| 22 | 道路土工要綱 | 日 本 道 路 協 会 |
| 23 | 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年度版） | 日 本 道 路 協 会 |
| 24 | 道路土工－盛土工指針（平成22年度版） | 日 本 道 路 協 会 |
| 25 | 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版） | 日 本 道 路 協 会 |
| 26 | 道路土工－仮設構造物工指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 27 | 道路土工－擁壁工指針（平成24年度版） | 日 本 道 路 協 会 |
| 28 | 道路土工－カルバート工指針（平成21年度版） | 日 本 道 路 協 会 |
| 29 | 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版 | 土 木 研 究 セ ン タ ー |
| 30 | 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版 | 土 木 研 究 セ ン タ ー |
| 31 | ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版 | 土 木 研 究 セ ン タ ー |
| 32 | アダムウォール（補強土壁）工法設計・施工マニュアル | 土 木 研 究 セ ン タ ー |
| 33 | プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル（鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製） | 全 国 ボ ッ ク ス カ ル バ ー ト 協 会 |
| 34 | 下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針（平成11年改訂） | 強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管 協 会 |
| 35 | 下水道用セラミックパイプ（陶管）道路埋設指針（平成11年改訂） | 全 国 セ ラ ミ ッ ク パ イ プ 工 業 組 合 |
| 36 | 下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針 | 塩 化 ビ ニ ル 管 継 手 協 会 |
| 37 | プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説 | 日 本 P C ボ ッ ク ス カ ル バ ー ト 製 品 協 会 |
| 38 | のり砕工の設計・施工指針 | 全 国 特 定 法 面 保 護 協 会 |
| 39 | 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅱ鋼橋編） | 日 本 道 路 協 会 |
| 40 | 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅲコンクリート橋編） | 日 本 道 路 協 会 |
| 41 | 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編） | 日 本 道 路 協 会 |
| 42 | 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） | 日 本 道 路 協 会 |
| 43 | 鋼道路橋の疲労設計指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 44 | 鋼道路橋設計便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 45 | 鋼道路橋施工便覧（改訂版） | 日 本 道 路 協 会 |
| 46 | 道路橋耐風設計便覧 | 日 本 道 路 協 会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|--|-------------|
| 47 | 杭基礎設計便覧(平成26年度改訂版) | 日 本 道 路 協 会 |
| 48 | 杭基礎施工便覧(平成26年度改訂版) | 日 本 道 路 協 会 |
| 49 | 鋼管矢板基礎設計施工便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 50 | 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 51 | 立体横断施設技術基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 52 | コンクリート道路橋設計便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 53 | コンクリート道路橋施工便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 54 | プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 55 | 道路橋支承標準設計(ゴム支承・ころがり支承編) | 日 本 道 路 協 会 |
| 56 | 道路橋支承標準設計(すべり支承編) | 日 本 道 路 協 会 |
| 57 | 道路橋伸縮装置便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 58 | 道路橋支障便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 59 | 鋼道路橋防食便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 60 | 鋼道路橋塗装便覧別冊資料 ー塗膜劣化程度標準写真帳ー | 日 本 道 路 協 会 |
| 61 | 鋼橋の疲労 | 日 本 道 路 協 会 |
| 62 | 道路橋補修便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 63 | 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 | 日 本 道 路 協 会 |
| 64 | 小規模吊橋指針・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 65 | 道路橋の塩害対策指針(案)・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 66 | 道路橋床版防水便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 67 | 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計施工資料 | 日 本 道 路 協 会 |
| 68 | 鋼構造架設設計施工指針 [2001年版] | 土 木 学 会 |
| 69 | 美しい橋のデザインマニュアル第1集 | 土 木 学 会 |
| 70 | 美しい橋のデザインマニュアル第2集 | 土 木 学 会 |
| 71 | 橋の美Ⅰー道路橋景観便覧 橋の美Ⅱー道路橋景観便覧 橋の美Ⅲー橋梁デザインノート | 日 本 道 路 協 会 |
| 72 | 道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 73 | 道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 74 | 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 75 | 道路トンネル維持管理便覧【本工編】(改訂版) | 日 本 道 路 協 会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|--------------------------|--|
| 76 | 道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 77 | 道路トンネル安全施工技術指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 78 | シールドトンネル設計・施工指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 79 | 舗装の構造に関する技術基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 80 | 舗装設計施工指針 平成18年版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 81 | 排水性舗装技術指針(案) | 日 本 道 路 協 会 |
| 82 | 転圧コンクリート舗装技術指針(案) | 日 本 道 路 協 会 |
| 83 | アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版) | 日 本 道 路 協 会 |
| 84 | 舗装設計便覧 平成18年版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 85 | 舗装施工便覧 平成18年版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 86 | アスファルト混合所便覧(平成8年版) | 日 本 道 路 協 会 |
| 87 | 舗装再生便覧 平成22年版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 88 | 砂利道の瀝青路面処理指針 | 日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会 |
| 89 | フルデブス・アスファルト舗装設計施工指針(案) | 日 本 ア ス フ ァ ル ト 協 会 |
| 90 | 高炉スラグ路盤設計施工指針 | 鉄 鋼 ス ラ グ 協 会 |
| 91 | 製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針 | 鉄 鋼 ス ラ グ 協 会 |
| 92 | 製鋼スラグ路盤設計施工指針 | 鉄 鋼 ス ラ グ 協 会 |
| 93 | インターロッキングブロック舗装設計施工要領 | イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ ブ ロ ッ ク 舗 装 技 術 協 会 |
| 94 | 設計要領第一集 舗装編 | N E X C O |
| 95 | 構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版 | 国 土 交 通 省 |
| 96 | 併用軌道構造設計指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 97 | 路上再生路盤工法技術指針(案) | 日 本 道 路 協 会 |
| 98 | 路上表層再生工法技術指針(案) | 日 本 道 路 協 会 |
| 99 | 道路維持修繕要綱(改訂版) | 日 本 道 路 協 会 |
| 100 | 舗装調査・試験法便覧(全4分冊) | 日 本 道 路 協 会 |
| 101 | 道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 102 | 道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版 | 日 本 道 路 協 会 |
| 103 | 道路震災対策便覧(震災危機管理編) | 日 本 道 路 協 会 |
| 104 | 落石対策便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 105 | 道路緑化技術基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|-----|-------------------------------|--|
| 106 | 道路土工構造物技術基準 | 国 土 交 通 省 |
| 107 | 道路防雪便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 108 | 共同溝設計指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 109 | プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) | 道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー |
| 110 | 共同溝耐震設計要領(案) | 建 設 省 土 木 研 究 所 |
| 111 | キャブシステム技術マニュアル(案)解説 | 開 発 問 題 研 究 所 |
| 112 | 防護柵の設置基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 113 | 車両用防護柵標準仕様・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 114 | 道路標識設置基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 115 | 視線誘導標設置基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 116 | 道路照明施設設置基準・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 117 | 道路・トンネル照明器材仕様書 | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 118 | LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) | 国 土 交 通 省 |
| 119 | 道路反射鏡設置指針 | 日 本 道 路 協 会 |
| 120 | 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 121 | 道路標識ハンドブック(2012年版) | 全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会 編 |
| 122 | 路面標示ハンドブック | 全 国 道 路 標 識 ・ 標 示 業 協 会 編 |
| 123 | 駐車場設計・施工指針 同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 124 | 料金徴収施設設置基準(案)・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 125 | 道路のデザイン 道路のデザイン指針(案)とその解説 | 道 路 環 境 研 究 所 |
| 126 | 平成21年度道路環境センサ調査要領 | 道 路 局 地 方 道 環 境 課 、 国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 |
| 127 | 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説 | 日 本 道 路 協 会 |
| 128 | 道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等] | 道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー |
| 129 | 道路防災総点検要領[地震] | 道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー |
| 130 | 防災カルテ作成・運用要領 | 道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー |
| 131 | 道路防災点検の手引き[豪雨・豪雪等] | 道 路 保 全 技 術 セ ン タ ー |
| 132 | 橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案) | 国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課 |
| 133 | 橋梁定期点検要領(案) | 国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課 |
| 134 | 橋梁における第三者被害予防措置要領(案) | 国 土 交 通 省 道 路 局 国 道 ・ 防 災 課 |
| 135 | ずい道等建設工事における換気技術指針 | 建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 |
| 136 | 道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案) | 日 本 建 設 機 械 施 工 協 会 |

| No. | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|---------------|------------------------------|-----------------------------|
| 137 | 構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン | 国 土 交 通 省 道 路 局 |
| 〔4〕 電気・機械・設備等 | | |
| 1 | 日本電機工業会 (J E M) 規格 | 日 本 電 機 工 業 会 |
| 2 | 解説 電気設備の技術基準 最終改正 | 経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 |
| 3 | 内線規程 J E A C 8001-2011 | 日 本 電 気 協 会 |
| 4 | 電気通信設備工事共通仕様書 平成28年版 | 国 土 交 通 省 |
| 5 | 電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版 | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 6 | 建築設備設計基準 平成27年版 | 国 土 交 通 省 |
| 7 | 公共建築工事標準仕様書 [建築工事編] 平成28年版 | 国 土 交 通 省 |
| 8 | 公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成28年版 | 国 土 交 通 省 |
| 9 | 公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成28年版 | 国 土 交 通 省 |
| 10 | 電気設備工事監理指針 | 公 共 建 築 協 会 |
| 11 | 電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領 | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 12 | 通信鉄塔設計要領・同解説 | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 13 | 通信鉄塔・局舎耐震診断基準 (案)・同解説 | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 14 | 光ファイバケーブル施工要領・同解説 | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 15 | 電機通信施設設計要領・同解説 (電気編) | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 16 | 電機通信施設設計要領・同解説 (通信編) | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 17 | 電機通信施設設計要領・同解説 (情報通信システム編) | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 18 | 雷害対策設計施工要領 (案)・同解説 | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 19 | 電気通信施設劣化診断要領・同解説 (電力設備編) | 建 設 電 気 技 術 協 会 |
| 20 | 機械工事塗装要領 (案)・同解説 | 国 土 交 通 省 |

※平成29年10月1日追加

| 項目 | 名 称 | 編集又は発行所名 |
|----|-------------------------------------|---------------------------------|
| 共通 | 土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領 (案) | 国 土 交 通 省 |
| 共通 | 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン | 機 械 式 鉄 筋 定 着 工 法 技 術 検 討 委 員 会 |
| 河川 | 国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編 (砂防編) | 国 土 交 通 省 |
| 河川 | 砂防関係施設点検要領 (案) | 国 土 交 通 省 砂 防 部 保 全 課 |
| 河川 | ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案) | 国 土 交 通 省 |
| 道路 | 道路トンネル維持管理便覧 | 日 本 道 路 協 会 |
| 道路 | 道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版) | 日 本 道 路 協 会 |
| 道路 | 凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準 | 国 土 交 通 省 都 市 局 ・ 道 路 局 |
| 道路 | ラウンドアバウトマニュアル | 交 通 工 学 研 究 会 |
| 道路 | 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン | 国 土 交 通 省 道 路 局 警 察 庁 交 通 局 |

注意：最新版を使用するものとする。

6. 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第110条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式 - 28、29）するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第111条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者は次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
 - (1) 業務委託着手届〔様式 - 1〕
 - (2) 主任技術者・社内審査員通知書〔様式 - 3〕
 - (3) 作業工程表〔様式 - 2〕
 - (4) 業務計画書〔参考 - 11〕
 - (5) 業務委託完了届〔様式 - 19〕
 - (6) 成果品目録〔様式 - 20〕及び成果品
 - (7) その他監督員が必要と認めたもの注) 様式については、共通仕様書〔業務委託編〕に掲載。
3. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は完了後速やかに、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリス に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：[低] 業務

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。

第112条 打合せ等

1. 地質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿様式 - 27）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）等を作成するものとする。
2. 地質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。